

要求水準書

提案にあたっては、以下を考慮すること。

- 1 仕様書に記載されている内容は、一般財団法人足立区観光交流協会（以下「委託者」という。）が最低限必要とする仕様であり、提案限度価格内においてこれをさらに上回る提案を要求する。なお、当該説明書に記載する「イルミネーション等」とは、仕様書の記載と同義とする。

- 2 「光の祭典」が目指すもの

「光の祭典」は、足立区制70周年を記念して平成14年に開始した事業である。当初、イルミネーションは他に例が少なく話題性のある事業であった。しかし、近年は民間事業者も含めイルミネーションやライトアップ等が多く実施されており、規模等の見劣りや、話題づくりができていないことなどに課題が生じていた。こうした状況を払拭するため、平成28年度からプロポーザル選定方式により事業者を特定する方針をとっている。平成30年度には「第6回イルミネーションアワード」にて特別賞「企画賞」を受賞し、更なる飛躍を目指している。

これまでの「光の祭典」では、元湊江公園にある8本のメタセコイアに電飾を施し、本事業のシンボルとしてきた。また、竹ノ塚駅東口駅前広場を起点に元湊江公園までの街路樹への電飾を行っている。近年は、12月の第1土・日曜をイベント日とし、点灯式や物産展等を行っている。

令和2、3年は新型コロナウイルス感染症の状況を考慮し、元湊江公園でのイルミネーションやイベントを中止し、竹ノ塚駅前と竹の塚けやき大通りのイルミネーションのみ実施した。令和4年は元湊江公園でのイルミネーションも実施し、光るミニ機関車や触ると色が変わるバルーンLEDといった体験型のイルミネーションを取り入れ、好評であった。

委託者と足立区が目指すシティプロモーションを強く推し進めるにあたり、本事業の話題性を高め、多くの集客を図ることで足立区の魅力発信につなげていくことが重要である。ただし、都心部や大規模商業施設の例を追従するのではなく、創意と工夫を凝らした経費以上の効果を持つ事業とし、他のイルミネーション事業との差別化を図ることを目指している。

- 3 委託者が求める要求水準

- (1) テーマの設定

ファミリー層をメインターゲットとして、魅力的で集客が期待できるテーマを提案すること。

- (2) イルミネーションに関する提案

ア 竹ノ塚駅前のイルミネーション

竹ノ塚駅前の賑わいを創出し、元湊江公園への誘導に効果的なイルミネーション等を提案すること。

イ 竹の塚けやき大通りのイルミネーション

竹の塚けやき大通りの賑わいを創出する華やかなイルミネーション等を提案すること。

ウ 元湊江公園のイルミネーション

当事業のメイン会場として、話題性を創出し集客が期待できるようなイルミネーション等を提案すること。また、以下の項目について必ず提案内容に含めること。

(ア)メタセコイア8本のイルミネーションやライティングショー等及びその演出について、当事業のシンボルとして見栄えのある内容を提案すること。

(イ)来場者が乗るなどして楽しむことができるアトラクション等、来場者による体験型の企画を提案すること。

(ウ)インタラクティブな体験型イルミネーション等、来場者が演出に参加できるイルミネーション等を提案すること。

(エ)来場者がフォトスポットとして楽しめるオブジェ等の内容を提案すること。

(3) 環境への配慮

仕様書に記載された内容以外に、環境に配慮した対策があれば記載すること。

(4) 業務実績

過去の同種・類似業務の実績について、令和元年度～令和4年度分記載すること。

(5) 実施体制

当業務を実施する際の業務体制を記載すること。

(6) 危機管理

当業務を実施する際の危機管理体制を記載すること。特にアトラクション等の安全管理に関して留意すること。

(7) その他

提案限度額以内で、上記以外に実施可能な内容(イベント等も含む)の提案があれば記載すること。

4 プレゼンテーションについて

(1) 提案書の提出者として選定された場合、提案書の審査時にプレゼンテーションを行う。プレゼンテーションの際、パワーポイントの使用の有無は提案者の自由とする。ただし、プレゼンテーションに使用するパワーポイントの電子データ及び紙媒体に印刷したものと並びにその他のプレゼンテーション用の資料は、説明書5項(3)記載の提案書提出時に提出すること。その際、電子データ以外の資料は提案書と同部数提出すること。

(2) 説明書5項(3)の日時以降の資料の差し替えは認めない。

- (3) 提出したパワーポイントまたは P D F の電子データを当日のプレゼンテーションで使用する。なお、スライドの枚数は特に制限を設けないが、与えられた時間に説明が終わる枚数とすること。
- (4) プレゼンテーションは 1 提案者につき、 3 人まで入室可能とする。
- (5) プレゼンテーションの説明者は、技術資料 3 - 1 「実施体制表」に記載した業務の責任者とする。ただし、質疑応答は責任者以外が行うことを可とする。
- (6) プレゼンテーション時は、電材のサンプル等を含む、一切の追加資料を認めないものとする。

5 提案書について

提案書は、A 4 サイズ両面刷りで 1 0 枚 (2 0 ページ) までとし、上記 3 (1) ~ (8) の項目順に記載すること。パース等でのビジュアル表現を A 3 で行うことは可とするが、その際には片面印刷にし、提案書に折り込むこと。A 3 を使用した場合は 1 枚につき A 4 の提案書 2 ページ分とみなす。